

ペットと『同行避難』するために

～飼い主の備えについて～

1.同行避難の心得

1p～2P

2.平常時に備えておくこと

3p～7P

3.災害発生時の対応

8p～15P

4.風水害の場合

16P



笠間市

はじめに

現在笠間市には約5000頭の犬が登録され、それと同じくらいの猫が飼われていると推測されます。また、そのほか鳥や小動物など多くのペットが飼われています。

大型台風や豪雨等の予報や大規模な地震などの災害発生したときには、市民は避難の必要性の判断が必要になり、市は想定される災害に備えた避難の指示を発令します。

そのような中で大規模災害の発生を想定したペットの救護対策をどのようにしていくか重要な課題です。

本市では、災害時のペット対策について、令和4年7月に「笠間市災害時愛玩動物救護ガイドライン」としてまとめました。

本冊子は、よりペットの飼い主の方にわかりやすく、より詳しくお伝えするために作成しました。

自治体の防災対策は、市民の命を守り、いち早い復旧復興することを目指すため、人命が最優先になる対策となります。このような状況においては、飼い主自身が、責任を持って動物の救護を果たすことが重要です。

災害発生時に混乱を生じることがないように、ペットを飼っている人だけではなく、ペットを飼っていない人や各避難所を利用・運営される地域の皆様においても本冊子をご活用いただき、災害時の動物救護にご協力をお願いいたします。

同行避難の心得

災害が発生したら、笠間市に開設されたすべての避難所に、ペットと同行避難することができます。

避難所の中でも拠点避難所と呼ばれる下記の6か所は、人命救護のための避難用の発電機等の資機材や備蓄食料などが配備されており、災害時に優先的に開設されます。

しかし、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場所であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由から動物と一緒にいられない人がいることを考えて、ペットの救護対策を考えておくことが必要です。

まずは飼い主自身の安全を確保してください。飼い主が無事でなければペットの安全を守ることはできません。

ペットに関する防災の基本は、「飼い主が責任をもって対応する」ことです。

拠点避難所 (p9～p11 参照)

笠間小学校、稲田中学校、笠間市民体育館、友部小学校、友部中学校、岩間中学校、友部第二中学校、岩間海洋センター

同行避難とは？

同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼っているペットを同行し、避難所まで安全に避難することです。避難所で人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。

同行避難の必要性は、「ペットの救護のため」であることはもちろん、災害が発生した後ペットの救護のために自宅に戻り、飼い主自身が2次災害に巻き込まれるリスクを減らなどのために必要です。

同行避難を推進することは、飼い主がペットと一緒に躊躇しないで避難できる準備を整え、飼い主が自身の安全を守ること、市民全員の安全を守ることにつながるからです。



また、東日本大震災では同行避難ができなかったために、飼い続けることができず放された犬や猫が被災地で繁殖し増加してしまった例もあります。このような事態は災害から復興する妨げとなり、こうした問題を少なくするためにも災害時のペットの同行避難を推進することは重要です。



しかし、どのような状況でも必ず同行して避難しなければいけないというものではありません。自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために安全に戻れるのであれば、避難所に連れて行かないということも選択肢の一つです。

※災害発生時の「自助」「共助」(p8～p15 参照)

災害発生時には、自らが自身・財産を守る「自助」、地域の人と人との助け合いである「共助」、そして公的機関による市民の安全確保「公助」が必要となります。

災害発生時、公的な支援が被災地域に十分に行き届くまでには時間がかかります。そのとき求められるのは、「自助」「共助」であり、これは動物愛護においても同じです。

災害時には、人だけでなく動物も被災します。ペットを守るのは飼い主であることを再認識して、災害が起こったら、まずは自分と身近な人の安全を確保し、そしてペットの安全確保が行えるよう、日ごろからの備え(ワクチンを接種する、ケージに入れる訓練、必要なフード等の確保、一時預かり先の確保等)をしておきましょう。

平常時に備えておくこと

災害はいつ起こるかわかりません。災害発生時に慌てず、周りの人へ迷惑をかけないように過ごすためには、日ごろからの備え・心構えが重要です。

① 飼い主の明示

突然の災害に驚いてペットが逃げ出してしまう、飼い主と離れ離れになってしまう可能性もあります。

はぐれてしまったペットが飼い主の元に戻るよう、名札や首輪、マイクロチップなどを必ずつけて身元表示をしましょう。

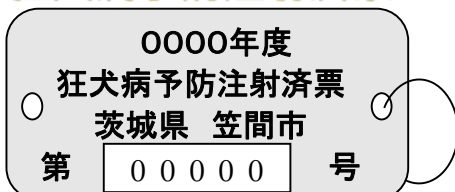
※犬は狂犬病予防法において鑑札及び注射済票の装着が義務付けられています。



犬鑑札

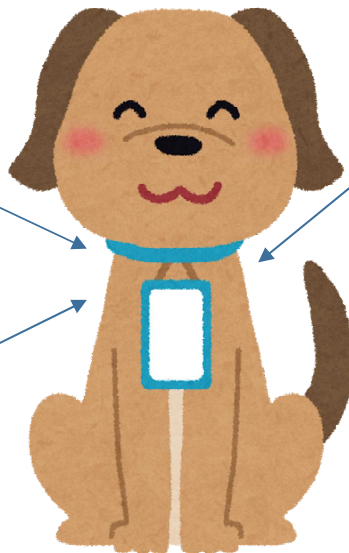


狂犬病予防注射済票



※年度により色は異なります

マイクロチップ



～マイクロチップについて～

マイクロチップは、直径 2mm、長さ 12mm 程度の円筒形の電子標識器具です。マイクロチップには 15 桁の数字が記録されており、飼い主の情報を登録しこの番号を専用の読み取り器で読み取ることで名札の代わりになり、首輪や名札のように外れたり、落ちたりする心配がありません。

動物病院などで獣医師が専用の注入器を使って、品種にもよりますが、犬は生後 2 週齢、猫は生後 4 週齢頃から皮下に埋め込むことができます。

令和 4 年 6 月 1 日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫は装着が義務化されたため、飼い主になる時に、情報を変更する必要があります。また、マイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた場合や、保護した犬や猫に御自身でマイクロチップを装着した場合には、飼い主の情報の登録が必要になります。

② しつけをして迷惑をかけないようにしましょう

安全かつ速やかに避難ができ、避難所でのトラブルを防止し、周囲に迷惑をかけないためにも普段からしつけを行い飼い主がきちんとコントロールできるようにしましょう。

飼い主がキャリーバッグやケージを準備し日ごろから中に入って過ごすことに慣らしておくなどすることで避難時動物のストレスを少なくすることにもつながります。

●災害時に役立つしつけとその方法

人や動物との接触に慣れさせる

多くの人や普段と違う環境で飼うことになります。

同行避難では、不特定多数の人と共存しなくてはなりません。

日ごろからペットが社会性を身につけられるよう意識し、平常心でいられることを目標としましょう



無駄吠えしないようにする

環境の変化を無理なく体験させるために、いつもと違う散歩コースにしたり、一緒に外出したりして環境の変化によるストレスを軽減させることができます。

無駄吠えをする原因は、ペットが吠えたときに飼い主が欲求を満たしてあげたり、反応をしたりすることで吠え続けてしまうことや、見慣れない人や聞き慣れない音などにより強い不安を感じるなど様々です。

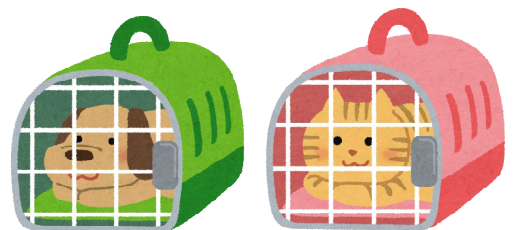
しつけを通して原因と対策を考えましょう。

※程度により専門的なトレーニングが必要な場合もありますので、必要に応じて獣医師や訓練士など専門家に相談をしておくと安心です。

キャリーバッグやケージに慣れさせる

外出時だけでなく日ごろから使用し、ペットがくつろいだり、眠ったりできる「安心のできる場所」として覚えさせることで、速やかな避難と避難生活でのストレス軽減になります。

また、ケージに入ることに慣れてなく、落ち着かない場合などは毛布を掛けるなど、外と遮断することによりペットが落ち着くことができるかもしれません。



飼い主がペットの身体のどこでもさわられるようにする

災害時の健康チェックや応急処置、動物病院でも役に立ちます。



③ 動物用避難用品の確保

「ペットのための備えは飼い主の責任」です。避難所にペットフードやケージ等、ペット用品の備蓄はありません。支援物資が届くとしても相当の日数を要します。避難で使用するリード、キャリーバッグ、ケージを必ず準備し、最低でも5日分(できれば7日分)を目安にペットの防災用品を準備しましょう。

●防災用品の例

- フード及び水、動物の常備薬・・・最低5日分(できれば7日以上)
- ペット用品・・・・・・・・ケージ、キャリーバッグ、食器
- トイレ用品・・・・・・・・ペットシート、猫砂、新聞など
- 飼養手帳・・・・・・・・飼い主住所、かかりつけ医、通院歴等を記載
- 身分証明・・・・・・・・写真等(飼い主と一緒に写っているもの)
- その他・・・・・・・・筆記用具、ガムテープ、おもちゃなど



スターターキットについて

スターターキットとは避難所運営の係が速やかに同行避難の受け入れ体制を整えられるように用具等を一つにまとめたものです。

スターターキットは市内の拠点避難所に配備されており、避難所運営の係がそれを使用して飼養場所の設置・受け入れをします。

内容は受け入れの指示書、最低限の物資(筆記用具やゴミ袋、養生テープ、ブルーシートなど)、その他関係書類をプラスチックケースにまとめて入れてあります。

④ 健康管理

ペットの体を清潔に保ち、狂犬病予防注射(犬)や混合ワクチンの接種、ノミなどの外部寄生虫の駆除を必ず行いましょう。

同行避難した先では多くの動物が集まり、他の動物と一緒に過ごすことになり、慣れない環境で過ごすストレスから体調を崩すこともあります。感染症の蔓延を防ぎ、ペットの健康を守るためにも日ごろからの健康管理が重要です。



⑤ ペットの一時預け先の検討・確保

避難所へ同行避難が「できる動物、できない動物」は下記の通りです。同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預かり先を検討・確保しておくことが大切です。

●ペットの一時預け先

- ペットが慣れている親戚・知人
- 動物病院
- 民間団体の施設など

※後日トラブルが生じないように、条件や期間、費用などを事前に確認しましょう。



同行避難できる動物

- 犬や猫、その他小動物（小鳥、ウサギ、ハムスターなど）

同行避難できない動物

- 檻で飼養することが義務付けられている特定犬（茨城県が定める秋田犬、紀州犬、土佐犬、ジャーマンシェパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアのほか体長体高等により指定された犬）
- 環境省指定の特定動物（トラ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類全 650 種）
- 外来生物法が定める特定外来生物及びこれらに類する動物（アライグマ、カミツキガメ、ウシガエルなど）
- 家畜・家禽動物及び大型の動物（ウマ、ウシ、ヤギ、ブタ等）
- 温度管理や湿度管理等の為に専用の機器などを備えた飼養施設を要する動物
- その他避難所運営員が危険防止のため受け入れが困難と認める動物

⑥ 災害時のマイ・タイムラインを作ろう

平常時から家族で最寄りの避難場所や避難経路について確認をして、災害時に慌てないために個人防災行動計画(スケジュール表)であるマイ・タイムラインを作成しましょう。

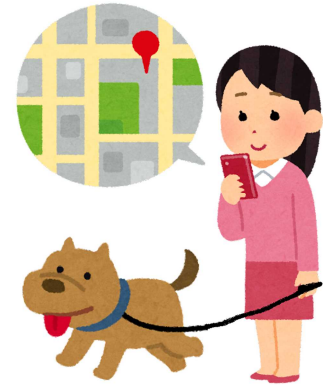
市には全 30 か所の避難所が指定されており、その中でも前述した「拠点避難所」と呼ばれる 6 か所の避難所は、避難所運営に使用する用具が配備されています。

大型台風や豪雨などの予報や地震等の災害時発生時にはまず「拠点避難所」から順次開設されます。

避難所の確認

最寄りの避難所を確認し一度自身が避難することになるかもしれない場所にペットと一緒に試してみることも事前の準備になります。

市の避難所については、市 HP「避難所情報」から確認することができます。(HPのURL:<https://www.city.kasama.lg.jp/page/page000037.html>)



マイ・タイムラインの作成

マイ・タイムラインの作成は茨城県の HP「WEB版マイ・タイムラインを作ろう」からスマートフォンで簡単に作ることもできますのでぜひご利用ください。(HPのURL:<https://my-timeline.pref.ibaraki.jp>)

また、詳しい作成方法や世帯の状況別の作成例なども「マイ・タイムラインを作ろう」のページから見るることができます。(HPのURL:<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bousaitaisaku/jishubou/mytimeline.html>)



市町村が発令する避難情報(警戒レベル3)です。
ハザード内に住んでいる方のうち、高齢者等で避難に時間がかかる方は早めに避難しましょう。

市町村が発令する避難情報(警戒レベル4)です。
ハザード内に住んでいる方は避難として、全員が安全な指定緊急避難場所や避難所などへの避難、又は2階以上に避難するなど身を守るための行動をとります。

※市町村が発令する避難情報はイメージであり、実際の風水害とは異なる場合があります。

○ 台風が近づいている！
○ 川の水がどんどん増えてきている！
○ 自宅がハザードマップの浸水想定区域にある！

★ 安全に避難するためには……！

マイ・タイムラインの作成例

ペットを飼っている世帯の例

世帯構成 2世帯【大人2名】・犬(猫)1匹

生活環境 自宅周辺は最大3メートルの浸水が想定される車1台所有

※ あくまで一例です。
自分用のマイ・タイムラインを作成するための参考としてご利用ください。

※ ペットと一緒に避難する場合

『マイ・タイムライン』をつくってみよう！！

「台風が来る」してから「川の水が氾濫」するまでの安全なスケジュールを、書いてみよう！

みんなが考えた「台風が来る」してから「川の水が氾濫」するまでの安全なスケジュールを、書いてみよう！

マイ・タイムライン	主な備え
「台風が来る」してから「川の水が氾濫」するまでの安全なスケジュールを、書いてみよう！ 「ハザードマップ」を見てどこに避難するかを確認する。 - ペットと同行避難ができる避難所の開設状況を確認する。 - 避難の今後の予定を調べておく。	- 天気予報を見る。 - ハザードマップを見てどこに避難するかを確認する。 - ペットと同行避難ができる避難所の開設状況を確認する。 - 避難の今後の予定を調べておく。
「ハザードマップ」を見て、避難のルートを確認する。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。	- 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。
- 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。	- 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。
- 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。	- 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。 - 避難する時にペットの準備をする。

※ あくまで一例です。
自分用のマイ・タイムラインを作成するための参考としてご利用ください。

災害発生時の対応

① 避難先・避難方法の判断

家族とペットの状況を確認し、自宅や地域の状況を把握した上で避難方法を判断します。

まずは飼い主自身の安全を確保してください。飼い主が無事でなければペットの安全を守ることはできません。

ペットに関する防災の基本は、「飼い主が責任をもって対応する」ことです。

考えておくこと

自身の被災の状況により、避難所への同行避難が難しい場合もあります。そのため、在宅避難、車の中での飼養、一次預け先での飼養などについて検討・準備をしておきましょう。

また、必ず同行して避難しなければいけないというものではありません。自宅の安全が確保されていて、定期的にペットの世話のために自宅等に安全に戻れる状況にあるのであれば、自身は避難所に避難してペットは在宅避難をするなども選択肢の一つです。

●同行避難の実施の判断

同行避難をする場合も、しない場合も下記の内容が準備ができているか、もう一度チェックしましょう。

同行避難を「する」場合

- ☐ ペットに飼い主の明示（鑑札や名札などの装着）ができていること。
- ☐ ペットの大きさに合わせたキャリーバッグやケージに入れて連れていけること。
- ☐ 動物用避難用品（5日分以上のフードや水、常備薬）などの物資を準備しているか。

同行避難を「しない」で飼養する場合

- ☐ 在宅避難
自宅の被災が限定的で、2次災害などの危険性がないことを確認してください。
- ☐ ペットのみ在宅での避難、飼い主は拠点避難所での避難
ペットの安全が確保されているが、生活ライフライン（電気、ガス、水道）などの停止により飼い主だけ避難所に避難する場合は、ペットの世話のために帰宅できる状況であることを確認してください。
- ☐ 車の中での飼養
車内での飼養は密閉空間になり、ペットの健康を損なう場合があります。避難する季節による温度や湿度を考慮する必要があります。
- ☐ 一次預かり先での飼養
ペットが慣れている親戚・知人や動物病院、ペットホテルなどの施設に預けられる場合は費用や条件などを事前に確認しておく必要があります。

② 避難所での飼養場所

ペットの飼養場所は、避難所運営の係により決められています。拠点避難所における飼養場所の例は下記の通りです。

●飼養場所

飼養場所は、人の避難場所と一定の距離を離れた「屋外」に設置されます。飼い主は「屋外」であることを考慮した事前の準備（ケージやリード等）が必要です。

拠点避難所ごとの設置場所例

拠点避難所	住所	一時飼養場所の設置場所
笠間小学校	笠間 2689 番地 1	駐輪場、校舎正面玄関ホール、体育館東側屋根
稲田中学校	稲田 2145 番地 3	駐輪場（校舎西側）、校舎西側屋根、体育館下ホール
笠間市民体育館	石井 2068 番地 1	駐輪場（東側）、武道館横旧ポンプ室
友部小学校	美原 3 丁目 3 番 1 号	東側校舎昇降口、外体育倉庫
友部中学校	中央 4 丁目 1 番 1 号	駐輪場（校舎東側）
友部第二中学校	旭町 510 番地 1	駐輪場（校舎東側）
岩間中学校	下郷 4997 番地 1	駐輪場（体育館東側）
岩間海洋センター	押辺 2259 番地 1	駐輪場（東側）

その他考えられる設置場所の例①

避難所に利用される施設はそれぞれ設備や形が異なること、また、敷地内で人とペットの場所を一定の距離を取るにより、スペースの確保がより難しくなります。また、台風やゲリラ豪雨等による浸水被害も考慮しなければなりません。

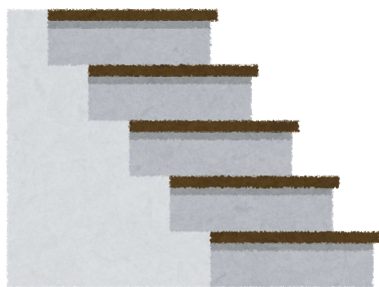


野外で屋根が確保できる貴重な場所です。

支柱にペットをつなぎ留めることができますが、ペット同士の間隔を十分にとる必要があります。

また、ブルーシートで四方を囲うことで簡易的な部屋を作ること
でケージやキャリーケースも置くことができます。

その他考えられる設置場所の例②



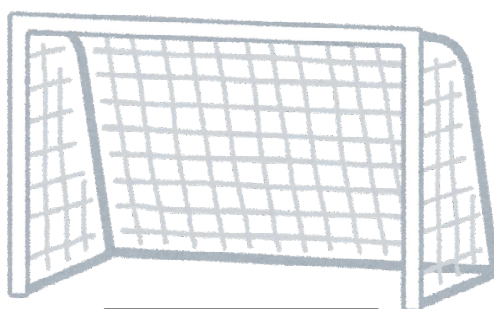
非常階段

雨や風の対策として、学校の校舎の昇降口や下駄箱周辺が活用できます。

また、非常階段（2階以上）の踊り場なども屋根を備えている場合が多いため飼養場所としての候補の一つになります。



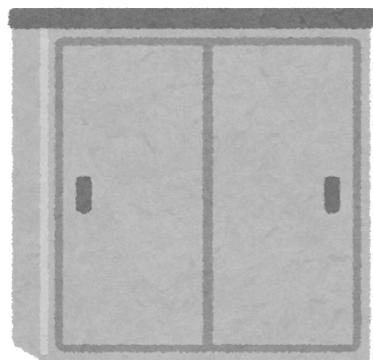
ブルーシートで作った
簡易的な部屋



サッカーゴール

施設にある柱や壁、校庭の鉄棒や簡易的なテントなどにブルーシートの壁を作ることによって部屋としての利用ができます。

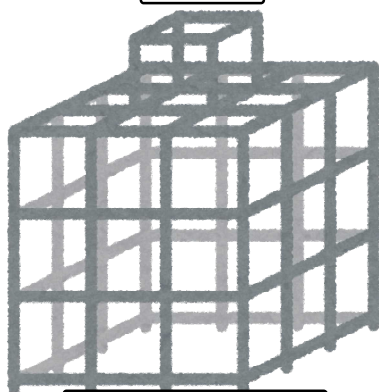
サッカーゴールを横に倒して安定させ、ブルーシートをかぶせれば、複数で利用できる小屋としてケージ等を置くことができます。



倉庫

人が避難する場所として倉庫等を使うことは難しいですが、ペットの飼養には利用できます。

リードや縄でつなぎ留めることができない小型のペットなどの飼養スペースとして有効です。（倉庫なので中に器具が保管されているため場所として使用するには事前の確認が必要です）



ジャングルジム

使い方次第で、ペットをつなぎ留めたり、ブルーシートを被せて屋根の代わりにしたりペットの管理場所に使うことができます。

遊具のため子どもたちが近づかないようにする配慮が必要です

※車中やテントの避難者への注意点

車やテントでの避難はプライバシーや周りの人への配慮などを避けられることから、ペットの飼い主が避難する際に想定される方法の一つです。

しかし、狭いスペースで長時間過ごすことでエコノミークラス症候群や時期によっては熱中症などの発生が十分に考えられます。ペットと飼い主が健康で過ごすために、ペットと飼い主ともに定期的な運動やこまめな水分補給をして、温度管理を適切にする必要があります。特に自分の判断で対応ができない小さな子どもやペットは車などに長時間の間、残してはいけません。



③ 飼い主同士の協力

災害時の避難所での避難生活中は、ペットはその飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を避難所ごとに立ち上げ、飼養管理を行います。平常時から避難所での飼養に備えて準備をしておきましょう。

●避難所での飼養の流れ（飼い主の会（仮称）の立ち上げ）

避難所運営の係が決めた場所にペットの飼養場所を設営

飼い主は避難所受付で同行避難したペットの登録を行う

ペットを飼養場所にケージやキャリーケースで移動

同行避難したペット飼い主同士で飼い主の会（仮称）を立ち上げる

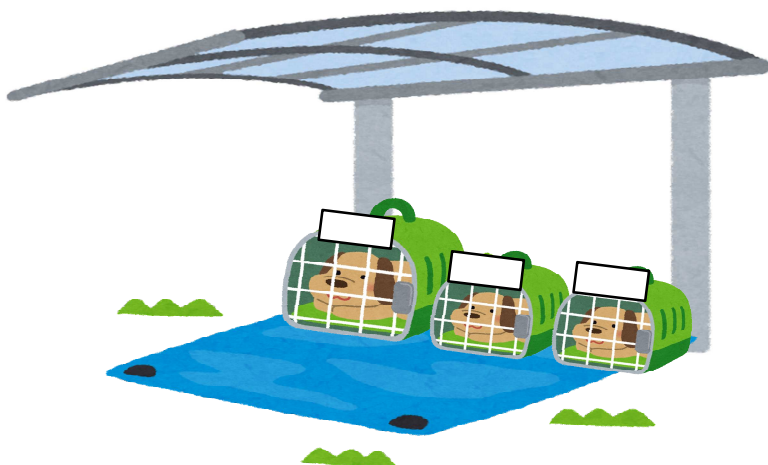
飼い主の会（仮称）の代表者の決定

※代表者とは避難所運営の係との連絡をする人で、責任を負う人ではありません

飼い主同士で話し合い、ペットの飼養ルールの確認や飼養場所の管理のための作業分担・当番を決める

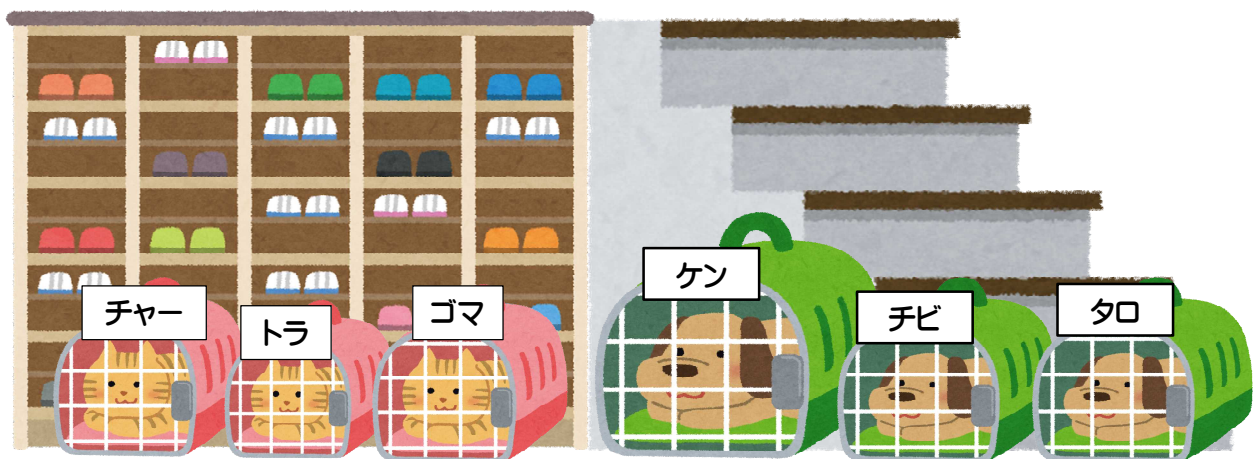
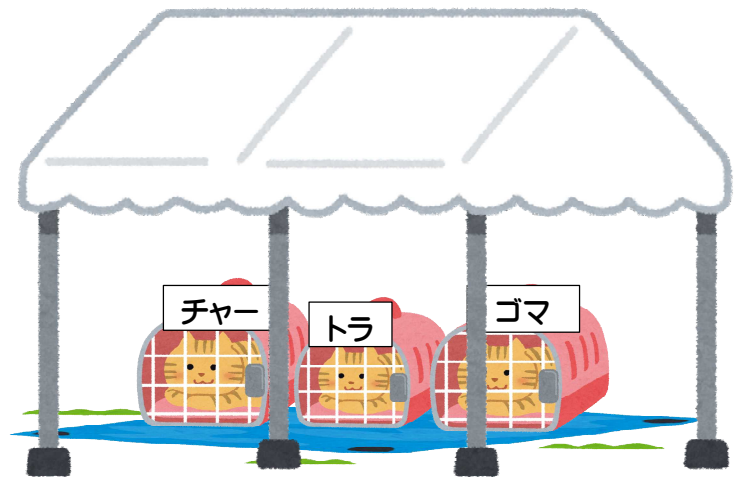


●飼養場所の例



駐輪場や駐車場などの屋外の屋根の下を利用した例

簡易テントなどを利用した例
テントの足にさらにブルーシートを巻けば、壁を作ることができ一つの部屋のように利用できます。



学校の下駄箱や非常階段の踊り場などで飼育する場合は、感染症や動物同士のケンカを避けるためにも、動物の種類の違いやワクチンの接種有無に合わせ、同じ空間であっても区分けして動物同士が直接接触をしないように飼育します。

●飼い主の役割、飼養場所のつかいかた①

避難所では人の避難エリアとペットの飼養場所は明確に区別し、一定の距離・空間がとられ、一緒に過ごすことはできません。

動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由から動物と一緒にいられない人が近くにいることを考えて飼養しなくてはなりません。

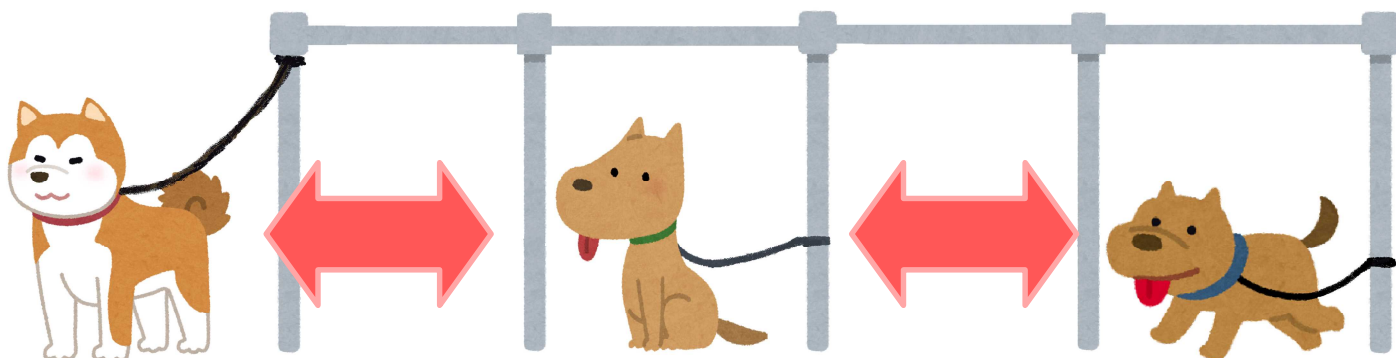
避難所運営の係の指示に従い、飼い主が責任をもってペットを飼養・衛生管理を行います。避難所に飼い主の会（仮称）（飼い主同士の協力体制）が作られていない場合には、飼い主同士で組織します。

適正な飼養・衛生管理の実施

飼い主同士が協力して、エサやりや飼養場所の片付け・清掃、ペットの清潔保持、散歩の実施などを、責任を持って行い、鳴き声やにおいなどの苦情や危害の発生を防止します。

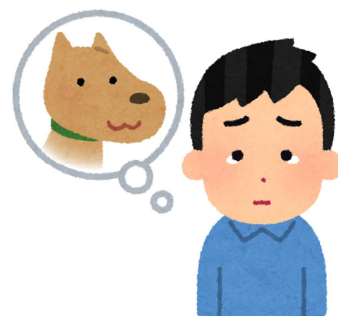
○ペットの個々のスペース

原則、キャリーケースやケージに入れてください。キャリーケースやケージに入らない動物は、仕切り（柵）を利用した場合でも必ずリードやロープなどでつなぎ留めます。つなぎ留めるときは隣のペットと接触ができない長さにし、飼い主がいても個体同士が絶対に近づかないようにしましょう。



○飼い主の明示

それぞれ誰のペットなのかはつきりとわかるように飼養場所には飼い主を明示します。キャリーケースやケージ、つなぎ留めている飼養場所の壁などに名札を付けてください。避難所運営の係から名札用の紙をお渡ししますが、もしない場合はガムテープなどを書いて貼り付けます。



●飼い主の役割、飼養場所のつかいかた②

○飼養場所のエリア分け

飼養場所は一目で分かるようにし、下記の用具を利用し、関係者以外の立ち入りを制限します。

カラーコーン(重し付)とブルーシート	セーフティーバー又は立ち入り禁止テープ	張り紙、看板「飼養場所」等
--------------------	---------------------	---------------

※上記の資器材の一部はスターターキットとして各拠点避難所に用意があります。用意がない場合はあるもので代用するか、避難所運営の係に問い合わせてください。

○飼養場所の維持管理・飼養のルール

維持管理は「ペットの飼い主自身」で行います。スターターキットに入っている「飼養のルール」を参考に飼い主同士でルールを決め、毎日の掃除の分担やエサやりの取り決めを行います。ただし、ペットの飼養に必要なエサやケージも避難所ごとに備蓄はないため、飼い主自身が持参しなければなりません。



清掃	散歩	補修	点検その他
・ケージに敷く敷材の交換 ・ケージの洗浄 ・ごみの収集、廃棄	犬は必ず実施します (人の避難)	・テント等飼養場所の設備 ・ケージ ・看板 ・掲示票	・設備全般の点検 ・当番及び作業内容の確認

○支援物資の管理(搬入・配給・保管など)

飼い主の会(仮称)の代表者が中心となって物資の管理を行います。



○飼養のルールの順守と見直し

避難所ごとに決めたルールを順守してください。ルールの見直しが必要な時は避難所運営の係との窓口となり、必要な項目を話し合って決定します。



●飼い主の役割、飼養場所のつかいかた③

飼養場所を閉鎖するとき(避難生活を終わりにするとき)

飼養場所を利用したペットの飼い主が責任を持って清掃・片付けを行い、各施設の復旧を行います。閉鎖の時に飼い主の見つからないペットが取り残された場合は、避難所運営の係を通して、市の動物救護係に問い合わせてください。

※飼い主不明、行方不明のペットの取り扱い

同行避難の際、避難の道中に「飼い主が不明のペット」を保護すること考えられます。

飼い主不明のペットは一度避難所の飼養場所で保護し、その後市の動物救護係が引き受けを行います。

しかし、災害の状況によってすぐに引き受けを行えない場合もありますので飼い主が現れるか、市の動物救護係が避難所に引き受けに行くまでの間は避難所の飼養場所でその他のペットと同様に、飼い主同士で一時的な飼養をお願いします。

保護したペットが負傷や病気により衰弱していると思われる場合には、避難所運営の係を通して市の動物救護係に治療等の要請してください。

また、災害によりペットがいなくなってしまった場合は、避難所運営の係を通して捜索依頼の内容を市の動物救護係や関係者に伝えてください。

風水害の場合

●防災気象情報に注意しましょう

台風や発達した温帯低気圧に伴う暴風雨によって強風と大雨による災害が広範囲に入り混じり発生する場合を風水害と言います。

風水害は、事前にある程度予測できますが、実際に台風などで被害の及ぶ程度は計ることができません。また、台風が過ぎ去っても河川の増水・氾濫の恐れがあります。

テレビ・ラジオなどの気象情報や防災無線・広報などの情報に十分に注意し対策をとることが大切です。

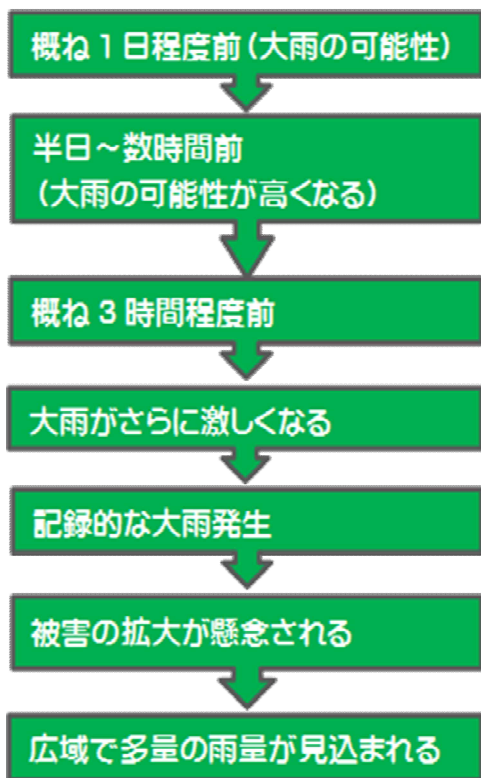
日頃の備え・情報発表のタイミング

雨風がひどくなってからペットを連れて避難することは、非常に困難です。また、風水害時の避難場所はペットにとって決して過ごしやすい場所とは限りません。

災害時に向けた備えの中でも、特にペットの飼い主は日頃から発表される情報を理解したうえで、「一時預け先の検討・確保」や「マイ・タイムラインの作成」が重要となります。



○大雨の場合



◆大雨に関する気象情報◆ 警報や注意報に先立って発表	●気象情報に気を付ける ●テレビ、ラジオなどから最新情報を入手する
◆大雨注意報◆ 警報になる可能性あり	●家、地域の状態を確認する ●避難場所の確認
◆大雨警報◆ 大雨の期間、予想雨量、警戒情報を発表	●同行避難のための防災用品の確認 ●避難準備
◆大雨に関する気象情報◆ 大雨の状況を発表	●危険な場所を避ける、近づかない
◆記録的短時間大雨情報◆ 数年に1度レーダーなどで解析された場合に発表	●避難所に避難する 避難が困難な場合は高い場所や堅牢な場所に移動する
◆土砂災害警戒情報◆ 土砂災害の危険度が高まった場合に発表	●命を最優先に守る行動をとる
◆大雨特別警報◆ 数十年に1度の大雨の恐れがあるとき	

非常用の備品を5日分用意しましょう。
(できれば7日以上)

- | | | | |
|------------------------------------|-----------|-----|--|
| ☐ フード | 水 | 食器 | |
| ☐ 使用中の専用フード | 常備薬 | | |
| ☐ 予備の首輪 | 胴輪(ハーネス) | リード | |
| ☐ ペットシート | タオルケット | 猫砂 | |
| ☐ ウエットシート | トイレットペーパー | 新聞紙 | |
| ☐ ビニール袋 | | | |
| ☐ キャリー/バッグ | 折り畳みゲーシ | | |
| ☐ その他() | | | |

メモ

同行避難準備手帳



笠間市

ペットと飼い主の写真を貼ってね！

行方不明になったときに役立ちますので、全身写真を貼ってください

ペットの名前

飼い主の情報

名前

住所

連絡先

年 月 日の現在の情報

ペットの名前

種類

年齢 歳 体重 Kg オス メス 不妊 去勢

ワクチン接種履歴(種類)

年 月 日

鑑札番号(登録番号)

マイクロチップ番号

食事の種類

普段の飼い方

室内飼い 室外飼い その他

食事のタイミング 朝 昼 タ おやつ()

散歩のタイミング 朝 昼 タ

食べないもの()

病歴

いつごろ()

どのような()

服用中の薬()

かかりつけ医

緊急連絡先



笠間市災害時動物救護本部(環境政策課)

令和7年6月

〒309 - 1792 茨城県笠間市中央3丁目2番1号

TEL:0296 - 77 - 1101 FAX:0296 - 77 - 1146